

静岡県人事委員会は、住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

静岡県人事委員会規則7-1316

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（静岡県人事委員会規則7-360）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(適用除外職員)</p> <p><b>第2条</b> (略)</p> <p>2 職員の扶養親族たる者（<u>給与条例第9条、教職員給与条例第10条及び警察職員給与条例第10条に規定する扶養親族で給与条例第10条第1項、教職員給与条例第11条第1項及び警察職員給与条例第11条第1項の規定による届出がされている者に限る。</u>以下この項において同じ。）が所有する住宅及び職員の配偶者（<u>婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。</u>以下この項において同じ。）、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに人事委員会がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員</p> <p>(権衡職員の範囲)</p> <p><b>第4条</b> 給与条例第10条の5等第1項第2号の人事委員会規則で定める職員は、単身赴任手当に関する規則（静岡県人事委員会規則7-632）第5条に該当する職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員を除く。</u>）で、<u>同条第4号</u>に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子又は<u>同条第5号</u>に規定する扶養親族たる父若しくは母（以下「単身赴任手当の支給要件に係る子又は父若しくは母」という。）が居住す</p>	<p>(適用除外職員)</p> <p><b>第2条</b> (略)</p> <p>2 職員の扶養親族たる者（<u>職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。</u>以下この号において同じ。）で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び<u>給与条例第9条第2項、教職員給与条例第10条第2項及び警察職員給与条例第10条第2項に規定する扶養親族をいう。</u>以下この項において同じ。）が所有する住宅及び職員の配偶者、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに人事委員会がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員</p> <p>(権衡職員の範囲)</p> <p><b>第4条</b> 給与条例第10条の5等第1項第2号の人事委員会規則で定める職員は、単身赴任手当に関する規則（静岡県人事委員会規則7-632）第5条に該当する職員で、<u>同条第3号</u>に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子又は<u>同条第4号</u>に規定する扶養親族たる父若しくは母（以下「単身赴任手当の支給要件に係る子又は父若しくは母」という。）が居住するための住宅として、<u>同条第3号</u>に規定する異動又は公署の移転（<u>新たに給料表の適用を受ける職員となつた</u></p>

るための住宅として、同条第4号に規定する異動又は公署の移転（国又は他の地方公共団体の職員等であつた者から引き続き給与条例、教職員給与条例又は警察職員給与条例の適用を受ける職員となつた者にあつては、当該適用。以下同じ。）の直前の住居であつた住宅（県が設置する公舎並びに前条に規定する宿舎、住宅及び職員住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして人事委員会の定める住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているものとする。

（届出）

**第5条**（略）

2（略）

（確認及び決定）

**第6条** 任命権者は、職員から前条第1項の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を確認し、その者が給与条例第10条の5等第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

2（略）

（支給の始期及び終期）

**第8条** 住居手当の支給は、職員が新たに給与条例第10条の5等第1項の職員たる要件を具備するに至つた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至つた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前

者にあつては、当該適用。以下同じ。）の直前の住居であつた住宅（県が設置する公舎並びに前条に規定する宿舎、住宅及び職員住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして人事委員会の定める住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているものとする。

（届出）

**第5条**（略）

2（略）

3 第1項の規定にかかわらず、任命権者において居住の実情を認定することができる場合として人事委員会が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

（確認及び決定）

**第6条** 任命権者は、職員から前条第1項の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を確認し、その者が給与条例第10条の5等第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。前条第3項に規定する場合においても、同様とする。

2（略）

（支給の始期及び終期）

**第8条** 住居手当の支給は、職員が新たに給与条例第10条の5等第1項の職員たる要件を具備するに至つた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至つた日（人事委員会が定める場合）にあつては、当該要件を欠くに至つた日以降

月)をもつて終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第5条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

2 (略)

の日で人事委員会が定める日)の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもつて終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第5条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

2 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。